

第13回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日（水） 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室

3. 出席委員（9名）

会 長 古賀 正廣

会長代理 石橋 祐一

3番委員 中島 照章

4番委員 梅野 節子

5番委員 鳥越 孝広

6番委員 内野 和幸

7番委員 境 タヅ代

8番委員 松山 規子

9番委員 池端 祥久

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による通知について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松尾 健一

次 長 野田 稔雄

職 員 堀江 陽子

職 員 福浦 忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第13回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員と3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、1件の申請がございます。
それでは説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

 1番は、〇〇さんが基盤整備内農地の取得申請でございます。5年程前の基盤整備事業の実施に向けた地域協議で購入計画でまとめられていたところですが、相続手続き等に時間を要しこの度の申請となったものでございます。

 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われれます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。
1番は3番委員ですのでお願いします。

3番委員 はい。基盤整備計画の段階で規模拡大意向のあった認定農業者の〇〇さんに地域としても購入をお願いしていたもので、問題ありません。

議長 担当地区委員の意見を終わり審議に入ります。

みなさんからご意見なりご質問はございませんか。

5 番委員 土地はこの場所にまとまりますか。

3 番委員 換地前ですので昔の位置になっておりますが、もう少し東の 1 枚田になります。

議長 ほかに質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入りたいと思います。
1 号議案を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で許可に決定します。
以上で議案第 1 号を終わります。
続きまして

議案第 2 号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第 2 号 については、6 件の申請がっております。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1 番は、この春貸借が成立したのですが、所有者側としては 10 年間のつもりが 20 年となっているため期間の修正をしたいとのことで改めて 10 年間で申請提出となったものでございます。解約が同時に提出されております。

2 番から 4 番までは、前耕作者の〇〇さんが体調不良により耕作を辞められて、後の耕作者が決まっておりますでしたが、〇〇さん所有農地の隣接ということでまとめたの貸借申請となったものでございます。

5 番は、前耕作者の後を引継いだものの高圧線下の当地が貸借洩れとなっていたことが判明したための申請ですが、もう 1 筆と切れる時期を合わせるため 1 年契約となっているものでございます。

6 番は、離農された〇〇さんが借受の農地と道路向かいの農地をまとめて中間管理機構の売買事業を利用し〇〇さんが取得されるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。
この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決といたします。
許可することに賛成の方は挙手を求めます。
（全員賛成）
全員賛成で議案第2号許可すること決定します。
次に

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては、2件の報告があっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
この度、〇〇から報告書の提出があり、報告書を基に4要件を総会資料に抜粋
しまとめているところでございます。いずれの項目も総会資料に記載のとおり全
て適となっているところでございます。
要件を満たしているか否かのご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明がございました。何か質問はございませんか。
経営的な話しですが、3年前に比べると収入が大きく減っていますので、頑張
ってもらいたいと感じます。適格法人としては適と思いますが。

5番委員 3年前までは採種事業を行ってありましたが、その後撤退されたからだと思
います。

議長 だからその結果が数字に現われていますので、頑張ってもらいたいと思
います。
ほかに何かございませんか。
（発言者なし）
ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
適格法人の要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員賛成）
ありがとうございました。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
次の報告に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらは、自宅への取付け道路のための転用届でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
（発言者なし）
無いようですので報告第 1 号を終わります。次に、

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1 番は敷地拡張、2 番は取付け道路、3 番は貸駐車場として 7 台分、
4 番は隣接地に跨がり小屋建設のため、分筆した上での売買でございます。

議長 何かご質問はございませんか。
（発言者なし）
無いようですので報告第 2 号を終わります。次に、

報告第 3 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て議案第 2 号に関する申請のための解約で、未耕作地となるものはございません。以上です。

議長 説明が終わりました。このことについて皆さんから何かございますでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。次に、

報告第4号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、山林化しているための申請で、課税では20年ないものの航空写真により森林申請がございました。担当地区の推進委員に樹木を見ていただき、果樹では無いことや木の大きさや幹の太さから問題ないとの判断をいただいたところです。

2番は、調整区域であったため委員にも現地確認調査を行ったところです。

3番は、転用1番案件に隣接する屋敷前の部分でございます。

4番は、課税や写真では20年以上ずっと山林ではありませんが、農地台帳はずっと山林となっております。

申請人の話しでは以前は竹が入り藪であったが、竹が倒れ隣接する住宅から苦情があったため竹を払い、以後、苦情にならぬよう定期的に草払いをされていたものでございます。

なお、一度農地台帳から農地では無いとしたものは、草刈りの管理をされたことをもって農地となるものではなく、作付されて初めて農地になると国からの通知もあっております。このため、写真では農地の管理地に見えますが、当地での作物栽培の実績が無いことから転用ではなく非農地証明での取扱いとなっているものでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第4号を終わります。

議長 以上で全ての報告事項を終わります。
これもちまして第13回総会を終了いたします。

閉会

以上